

(別添)

中小企業の皆さんへ！

政府は、被災された皆様のため、金融機関に対し、以下を内容とする要請を行っていますので、まずは金融機関にご相談下さい。

- 今回の災害の影響を直接、間接に受けている中小企業からの借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入の申込みについて、できる限り応じること。

借入申込み時の提出書類等を必要最小限のものとすること。

- 災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡りとしないこと。

(注) 手形には「災害による」旨の記載をした「不渡付箋」が貼られますが、手形交換所規則に基づく不渡処分（不渡報告への掲載及び取引停止処分）は猶予されます。

- 預金の払戻しについて、通帳等を紛失した場合でも、弾力的かつ迅速な対応を行うこと。

- 保険金の支払いについて、できる限り迅速に行うこと。
(損害保険・生命保険)

詳細については、別添をご覧下さい。

関東財務局・金融庁

(別紙)

東北地方太平洋沖地震にかかる金融上の措置（23.3.25現在）

1. 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について
2. 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について
3. 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について

平成23年3月11日

内閣府特命担当大臣（金融）　自見　庄三郎
日本銀行総裁　白川　方明

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する
金融上の措置について

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1. 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、捺印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配意すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(本件に関する照会先)

金融庁監督局総務課

電話 03-3506-6000 (内 3380、2688)

日本銀行本店

電話 03-3277-2369

以上

平成 23 年 3 月 20 日

(別紙のとおり) 殿

関東財務局長 森川 卓也

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害
に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を要請したところであるが、当該要請の内容について改めて各営業店への周知徹底を図るとともに、本部の指揮の下、本支店間の連携を密にし、必要に応じ他の金融機関とも連携をとり、各営業店において、被災者の方々の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努められたい。

その際、被災に遭われた事業者における期末資金等の必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応を行うよう努められたい。

また、被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努められたい。

以上

【本件に関する照会先】

財務省関東財務局 理財部 金融調整官

電話 048-600-1275

(別 紙)

要請先

銀行協会（10協会）

埼玉県銀行協会会长	茨城県銀行協会会长	栃木県銀行協会会长
群馬県銀行協会会长	千葉県銀行協会会长	東京銀行協会会长
横浜銀行協会会长	新潟県銀行協会会长	山梨県銀行協会会长
長野県銀行協会会长	—	—

信用金庫協会（10協会）

埼玉県信用金庫協会会长	茨城県信用金庫協会会长	栃木県信用金庫協会会长
群馬県信用金庫協会会长	千葉県信用金庫協会会长	東京都信用金庫協会会长
神奈川県信用金庫協会会长	新潟県信用金庫協会会长	山梨県信用金庫協会会长
長野県信用金庫協会会长	—	—

信用組合協会（10協会）

埼玉県信用組合協会会长	茨城県信用組合協会会长	栃木県信用組合協会会长
群馬県信用組合協会会长	千葉県信用組合協会会长	東京都信用組合協会会长
神奈川県信用組合協会会长	新潟県信用組合協会会长	山梨県信用組合協会会长
長野県信用組合協会会长	—	—

労働金庫（3金庫）

中央労働金庫理事長	新潟県労働金庫理事長	長野県労働金庫理事長
-----------	------------	------------

都県（1都9県）

埼玉県知事	茨城県知事	栃木県知事
群馬県知事	千葉県知事	東京都知事
神奈川県知事	新潟県知事	山梨県知事
長野県知事	—	—

関財金調第148号
平成23年3月23日

(管内預金取扱金融機関の代表者) 殿

関東財務局長 森川 卓也

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等
を踏まえた年度末金融の円滑化について

平成23年3月11日に内閣府特命担当大臣(金融)及び日本銀行総裁より、また、3月20日には金融庁監督局長及び関東財務局長より、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置を適切に講ずるよう要請したところであるが、今後、手形決済等が増加する年度末の資金需要期を迎えることから、中小企業等の事業者に対する、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっている。

については、改めて、各営業店等に対して、下記事項を周知徹底するとともに、適切な対応に努められたい。

記

- (1) 全手形交換所において、今回の災害のため不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等を猶予することとなつたことを踏まえ、災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (2) 今回の災害の影響を直接、間接に受けている顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じるよう努めること。
- (3) 上記(1)及び(2)を含む当局からの要請内容やこれに関連する対応方針等について、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。

<p>【本件に関する照会先】 財務省関東財務局 理財部 金融調整官 電話 048-600-1275</p>
